

○ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 特殊尿器 尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの</p> <p>3 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。 一～六 (略)</p> <p>七 入浴用介助ベルト</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 特殊尿器 尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの</p> <p>3 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。 一～六 (略)</p> <p>4～5 (略)</p>